

令和2年12月24日

教育委員会第12回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第12回定例会記録

◇開会年月日 令和2年12月24日（木曜日） 午後 1時30分開会
午後 2時35分開会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 5名

| | | | |
|-------|-----------|-------------------|-----------|
| 教 育 長 | 境 直彦 君 | 委 員 (教育長職務代理者) | 阿 部 邦 英 君 |
| 委 員 | 今 井 多貴子 君 | 委 員 | 遠 藤 俊 子 君 |
| 委 員 | 杉 山 昌 行 君 | | |

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------------------|-------------|----------------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 及 川 伸 一 君 | 事 務 局 次 長 | 佐 藤 由 美 君 |
| 事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当) | 稲 井 浩 樹 君 | 教 育 総 務 課 長 | 石 井 透 公 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 山 内 芳 明 君 | 学 校 安 全 課 推 進 課 長 | 佐 藤 勝 治 君 |
| 学 校 管 理 課 長 | 今 野 順 子 君 | 生 涯 学 習 課 長 | 橋 本 泰 仁 君 |
| 複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長 | 千 葉 正 喜 君 | 体 育 振 興 課 長 | 阿 部 洋 君 |
| 石 巻 中 央 公 民 館 長 | 保 原 恵 美 子 君 | 図 書 館 長 | 武 山 雄 子 君 |
| 雄 勝 公 民 館 長 | 及 川 剛 君 | | |

◇書 記

| | | | |
|-------------------|-----------|---------------|-------------|
| 教 育 総 務 課 長 補 佐 | 阿 部 潤 君 | 教 育 総 務 課 主 査 | 三 浦 麻 里 子 君 |
| 教 育 総 務 課 主 任 主 事 | 久 光 雄 介 君 | | |

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・女性活躍推進法に基づく石巻市特定事業主行動計画（第3期計画）の策定について
- ・石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針の一部変更について

報告事項

報告第12号 専決処分の報告について

専決第13号 石巻市雄勝体育施設条例

専決第14号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

専決第15号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

専決第16号 石巻市図書館条例の一部を改正する条例

専決第17号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第8号）

（教育委員会の事務に係る部分）

専決第18号 指定管理者の指定について

（石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館）

専決第19号 指定管理者の指定について

（石巻市河北総合センター）

専決第20号 指定管理者の指定について

（石巻市総合体育館）

審議事項

第38号議案 石巻市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則

第39号議案 職員の処分について

その他

午後 1時30分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから令和2年第12回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、杉山委員にお願いいたします。
よろしく申し上げます。

教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が3件、報告事項の専決処分の報告が8件、審議事項が2件及びその他となっております。
それでは、一般事務報告に入ります。
始めに、私から報告をいたします。
新型コロナウイルス感染症対策関係について、先月の定例会後の経緯を時系列にまとめて報告をいたします。
別冊4を御覧いただきたいと思えます。
1ページをお開き願います。
11月の市内感染者は28人でありました。延べ43例目までが11月になっております。
12月は12月3日から感染が確認されております。44例目から始まっております。4ページにいきますと、昨日現在、2名の感染が発生しておりまして、91例目までということで今月は現在のところ48人の感染が確認されております。
それでは、1ページに戻りまして、中段にあります12月3日の日に学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルのバージョン5、学校の新しい生活様式が発出されており、既に委員の皆様には差し上げておりました。
これは感染リスクが高まる5つの場面ということで、図入りで表示してあったり、あるいは学校教育活動の継続の考え方や臨時休業の考え方について整理されております。
これまでは感染が出るとすぐ臨時休業ということで全部お休みするというようになっており

ますが、制限がかけられるようになり、短いところでは石巻市ではまだ5日間というところですが、3日だったりとかいろんなことを考えてやるようにということまでできております。

その後の発生状況で、感染経路として波線や点線、実線、二重線などで表記しておりますが、1ページの下にあります食品製造業、ここがクラスターとして判明しております。これが波線の部分の関連するところでは、

2ページへいきまして、2ページの一番上に飲食店、接待を伴うものということで、ここもクラスターとして出ております。

それから、3ページの下の方になります。大崎市の宿泊業のところでは、ここにどうして石巻が関係するかというと、ここに滞在していた5人の方が全て石巻市の方で、5人の方が陽性ということでクラスターとして出ております。

その後、教育機関、大学、石巻市ということで、石巻専修大学が公表しておりますクラスターということでございました。その後、専修大学は広がることはなく、今のところで収まっている状況であります。

この関係で職場や家庭内感染が広がっていき、2ページへ戻りますが、上にあります12月6日のところに鍵括弧であるこれが、同居家族でありまして、一番下にある10歳未満の女性が蛇田小学校の小学生であったために、12月6日から10日まで臨時休校するよう、保健所からの指導を受けております。

その後、濃厚接触者若しくは接触者としてPCR検査が行われ、全員陰性という判定をいただきまして、結果的には児童及び教職員に感染は広がらなかったということになります。

11日から学校は再開をしております。

なお、学校内の消毒作業は保健所の指示を受け、休業期間中に行っております。

その後は毎日のように感染者が出ておりまして、4ページに12月20日、21日と感染者が出ない日があったのですが、22日に感染者が報告されております。その日に石巻市の対策本部会議がありましたが、真ん中のところにあります宮城県新型コロナ危機宣言が県の方から発出されております。

これは宮城県知事、仙台市長、宮城県医師会長、仙台市医師会長による危機宣言ということで発出されており、一緒に資料として配布しております。

現在のところは、このような形で進んでいるという状況でございます。

以上が新型コロナウイルス感染症関係の経過でありました。

次に、今月の学校及び幼稚園の状況ですが、2学期のまとめも終わりました、昨日終業式を

行っております。本日から1月7日までの冬季休業に入っております。

次に、市議会第4回定例会は、12月3日から開催され、18日に閉会しました。内容は、条例の一部改正、令和2年度一般会計等の補正予算などでありました。詳しくはこの後で報告をいたします。

私からは、環境教育委員会での質疑内容並びに一般質問内容について報告いたします。

始めに、環境教育委員会での質疑の前に、市長が出席し、石巻市学校給食センター整備基本構想の見直し及び同調理等業務の民間委託について議会への事前説明を行っていなかったことに対し、陳謝いたしました。教育委員会事務局といたしましても反省し、質疑の中でおわびしております。

次に、付託された議案審査に入り、一般会計補正予算債務負担行為補正中、学校給食センター調理等業務及び学校給食センター副食物等搬送業務では、基本構想の見直し理由と新たな基本計画の内容について質疑があり、基本構想では、住吉学校給食センターを廃止し、その受配校を河北、河南、東学校給食センターに振り分けるという計画としておりましたが、検証の結果、給食を提供しながら施設を廃止又は改修することは現実的ではないことが判明し、住吉学校給食センターは廃止せず、4センターを稼働しながら給食を提供するとともに、センターの統廃合前に民間委託を実施することに変更しました。

新たな基本計画については、学校給食センターを東西2施設にしたいと考えており、統廃合の時期、場所、手法等について検討していく内容である旨、答弁しました。

また、廃止や改修が現実的でないとした理由について質疑があり、構想策定時には児童・生徒数の減少により給食数をほかの3センターに振り分けられると見込んでいたが、給食数を減らせても学校の数やクラスの数が増えないと3センターでは対応できないことが分かりました。

夏季休業期間に施設を改修することも検討したが、期間中は設備の点検等を行う必要があり、改修を行うことができないため、4センターを稼働しながら新しいセンターの整備を進めていくことが現実的である旨、答弁しました。

また、基本構想の見直しが遅れた理由について質疑があり、児童・生徒数の減少傾向に対応して各センターの受配校を調整してきているが、それが毎年度、次々と重なることによって不都合が生じてきたことが一番の原因である旨、答弁しました。

次に、民間委託の範囲について質疑があり、食材の検収補助、調理業務、配管清掃並びに洗浄、保管、消毒を民間事業者に委託すると、献立の作成や食材の調達、調理の指示及び調理物の検査については、これまでどおり市が実施する旨、答弁しました。

次に、学校教育の一環である学校給食は民営化すべきではなく、コロナ禍による貧困化が叫ばれている中で、この当局の考えについて質疑があり、民間委託するのは調理等の部分であり、給食指導についてはこれまでどおり直営で行う、また、民間委託をすることに伴い、給食費用を値上げすることは考えていない旨、答弁しました。

次に、民間委託後の現在の給食調理員の処遇について質疑があり、会計年度任用の給食調理員については、引き続き市の直営となる東センターでの勤務を案内し、希望する者には採用のための面接等を実施する。採用とならなかった者については、委託業務先事業者を紹介し、優先的な採用を働きかける。また、任期付の給食調理員については全て3月末で任期満了となり、正規の給食調理員については人事異動により配置転換となる旨、答弁しました。

次に、民間委託の実実施スケジュールについて質疑があり、本年12月にプロポーザル選定委員会を開き、令和3年1月に公募、同年2月初旬にプロポーザルを実施、同年2月中旬から下旬までに業者を選定していく旨、答弁しました。

次に、これまでの調理業務における経費と民間委託した場合の経費の比較について質疑があり、3センターで年間250万円の削減見込みである旨、答弁しました。

続いて、討論に入り、黒須光男委員から学校給食センター副食物搬送業務について、地元業者に発注するための既存業者からの見積り取得は不可解なことから、本補正予算案に反対である旨、討論がありました。

また、青山久栄委員から学校給食センター業務調理等業務について、安全面を担保する部分は従来どおり市の職員が行い、そのほかの配管や清掃等を民間委託とするため、基本的には問題ないと思われることから本補正予算案に賛成である旨、討論がありました。

起立採決の結果、第215号議案 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第8号）は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上が補正予算での質疑内容でありました。その後、全ての原案を可決しております。

さらに、18日の本会議で条例、補正予算等も可決されました。その後、債務負担行為補正に関する附帯決議が審査され、賛成多数で可決されております。議決された内容も配布しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、14日から行われた一般質問は24名から通告があり、教育関係は8名でありました。

主な内容を申し上げます。GIGAスクール構想と子供の発育について、また進捗状況について質問がありました。保育所、幼稚園給食センターについて、民間への運営委託の進捗状況について、セイホクパーク石巻総合運動公園の芝について、芝の管理状況、あるいは今後の対

応策についての質問です。

次に、学校教師の業務負担軽減の取組と給食に関わる諸問題について、中教審答申の内容と教育委員会、学校の取組状況について、これは働き方改革の部分での質問内容でありました。

給食費の決め方と徴収会議について、給食費の未納、滞納状況とその影響や対応について、就学援助制度の認定基準と援助把握や利用状況について、給食費の一部無償化や一部補助の考え方について、給食費の公会計化に向けた作業の進捗状況について、学校給食センターの整備基本構想見直しによる影響と対応についてという内容でございました。

また、学校教育施設のトイレの洋式化について、スポーツを生かした地方創生の考え方と取組について、まきあーとテラス、複合文化施設のことですが、これを利用したまちづくりについてというのが一般質問の主なものでございました。

なお、新年最初の行事であります石巻市成人式には、新型コロナウイルス感染症防止対策に万全を期し、予定どおり開催することとしております。教育委員の皆様にも参列いただきますようお願いを申し上げます。

以上で報告を終わります。

御質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」との声あり)

女性活躍推進法に基づく石巻市特定事業主行動計画（第3期計画）の策定について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、女性活躍推進法に基づく石巻市特定事業主行動計画（第3期計画）の策定についての報告を教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、女性活躍推進法に基づく石巻市特定事業主行動計画（第3期計画）の策定について説明をさせていただきます。

別冊1の1ページから2ページを御覧ください。

女性活躍推進法に基づく石巻市特定事業主行動計画は、平成27年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年度から作成しているものでございます。

本計画は、第3期の計画期間として、令和3年度から令和7年度までについて、これまでと同様に市長、市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員及び農業委員会と共同で策定し、令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

取組内容につきましては、6ページの1にございますように、女性の職業生活における活躍

を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展及び国民の需要の多様化等に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目的として、管理的地位にある女性職員が占める割合を維持すること及び7ページの2にごございますように、男性職員の育児参加特別休暇等の取得率向上を目標に設定し、計画を推進していくこととしております。

それぞれの項目の詳細につきましては、資料を御覧いただきまして説明は省略させていただきますと存じます。

なお、計画を推進するため、計画の実施状況を把握、点検した結果を踏まえ、石巻市男女共同参画基本計画との整合性を図りながら、対策の実施や計画の見直しに反映させることとしており、また、前年度の取組状況はホームページへの掲載等により公表することとしております。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対し、御質問等はございませんでしょうか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 非常に基本的な質問で申し訳ないのですが、特定事業主というのはどういう対象のことを言うのでしょうか。

今でなくてもいい、後でも全然大丈夫です。

○教育総務課長（石井透公君） 後ほどお答えさせていただきます。

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する 基本方針の一部変更について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に入ります。

次に、石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針の一部変更についての報告を生涯学習課長からお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋本泰仁君） それでは、令和2年11月12日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、来年2月末までの催物の開催制限及びイベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等についての考え方が示されたことを受けまして、基本方針について一部修正を行いましたので御報告申し上げます。

修正内容につきましては、表紙番号2、一般事務報告の5ページ、12月1日適用、新旧対照表を御覧願います。

まず、タイトルの変更でございまして、「感染予防対策」から「感染拡大防止対策」に改めたものです。

1番目のはじめにですが、基本方針が定める基本的事項は国の指針を参考と旨、明記したところであります。

2番目、基本的な考え方においては、利用施設者等に新しい生活様式の実践に加え、新たに感染リスクが高まる5つの場面の内容を踏まえた行動を求めることも加えたものです。

また、従前の基本方針6、その他で示している内容との整合性を図り、施設内及びその周辺地域におけるリスクに対し、業種別感染拡大防止ガイドラインが改定されるたびにその内容を踏まえて対応するよう、文章の整理を行いました。

6ページを御覧願います。

3番の感染拡大防止対策における基本的事項でございしますが、タイトルの変更同様、「感染予防」から「感染拡大防止対策」とするものです。ほかの箇所も同様に修正し、現在はまだ休止施設がないため、施設の順次再開の表現を削除したものです。

(1) 利用者が遵守すべき基本的事項の①でございしますが、新型インフルエンザ罹患の症状の一つである嗅覚や味覚の異常を追加したものです。

②は、スポーツに加え、運動という表現も加えました。

③小まめな手洗いとアルコール等による手指消毒の両方の実施を要請することに改めたものです。

④は、9月11日付けの内閣府の事務連絡内容で、ほかの利用者、職員等との身体的距離として十分な人と人との距離として1メートル確保が示されているので、それを数値に修正し、ただ、運動やスポーツを行う場合は2メートルの距離を確保することと明記したものです。

続きまして、7ページを御覧願います。

⑤、施設利用中やイベント参加中は、大声での会話や声援、応援等を行わないよう文章の整理を行ったものです。

そして、⑦、寒冷的場面での換気の徹底が今回要請されておりますことから、文章に追加しております。

⑨として、情報のやり取りが主に保健所であることから、相手先を明確化したものです。また、追跡期間が2週間程度であることを踏まえ、主催者又は代表者に対する施設利用者全員分

の氏名、住所、連絡先等を記載した名簿の保管期間を1か月とし、短縮を図るものです。

(2) 職員等の安全確保のための基本的事項、これについては文章の整理を行いました。主語の追加と格助詞の変更等であります。②には、新型インフルエンザ罹患の症状の一つである味覚や嗅覚の異常を追加したものです。

8ページを御覧ください。

(3) 施設運営にあたっての基本的事項ですが、①の(1)、⑨同様、情報のやり取りが保健所であることから相手先を明確化し、名簿の保管期間も1か月とし短縮を図るものです。

④は、9ページの⑦、⑪、10ページの⑭は、文章と字句の整理を行ったものです。

9ページの⑩、清掃消毒を「適宜」から「施設利用の都度行う」こととし、より具体化を図りました。

10ページの⑬、感染者が判明した場合は、直ちに一時休館するのではなく、「保健所の指導等により施設の消毒が完了するまでに改めたものです。

4番、休止を継続する施設等について、これは現在、休止継続の施設がないため、この項目を削除するものです。それにより、適用期間を4とし、令和2年12月1日からの適用に修正しました。

11ページの6、その他は、2の基本的な考え方に包含したため削除したものです。

以上、報告いたします。

○教育長(境 直彦君) ただいま報告が終わりました。感染拡大防止対策の基本方針ということでございます。

先ほど、バージョン5のところと関連して、このように規定しなおしたというところがございます。

ただいまの報告に対して質問等ございませんか。

今井委員。

○委員(今井多貴子君) 直接関係あるかどうか分からないのですが、万が一新型コロナウイルス感染者が発生すると、校内の消毒、一斉消毒というのが入ると思いますが、これは業者委託が基本になりますか。その場合の金額は大体どの辺、かなり高いものなのか、そしてその予算化というのはどこでされているのか、かなり広範囲でやらなくてはならないので、どうやっているのか。

○教育長(境 直彦君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(橋本泰仁君) 直接確認したわけではないのですが、保健所に相談しなけれ

ばないのかなと思っけていまして、その際の費用は保健所持ちなのか、市持ちなのかは、すみません、確認したいと思ひます。

○教育長（境 直彦君） あくまで消毒は保健所の指示があつて初めてしなさいという、しなくともいいですという。

○委員（今井多貴子君） そうすると、例えば蛇田に出ました。

○教育長（境 直彦君） 蛇田の例で説明を。

学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） これまで、広淵小学校、蛇田小学校で児童の感染者が出た例をお話ししますと、まず保健所の方からは72時間経過すればウイルスがないという指導で、消毒をする必要がないというふうにご指導を受けています。

ただ、保護者や子供たちの不安感を取り除くためには、消毒作業を念のためにするというこつとで、つまり72時間、3日たつた後にウイルスがないという想定の下に念のための消毒をするということですので、これまでの2件については、業者ではなくウイルスのないところでの教職員、それからこちらの方からも指導主事等と、保健師の方の指導を受けながら、教職員で消毒作業を行ったという経過です。

以上です。

○委員（今井多貴子君） 分かりました。

何回かクラスターと言われている高校の方では、やはり1回目は多額なお金がかかるらしく、教職員一斉に学校中の消毒をして、それで2回目のクラスターが来たといつたときには、もう教職員が疲弊していたということをお聞きしたものですから、公立高校でしたが、その辺の予算が組めないのかなと思つたものですから。

○教育長（境 直彦君） いいですか。稲井次長。

○事務局次長（教育改革担当）（稲井浩樹君） 実際に業者を使う場合につきましては、業者を使うかどうかも含めまして、健康部の方とも協議することになります。

その上で、予算がなければ財政課と協議をして、予備費を使って対応するかどうか、その辺も保健所の指示を踏まえまして対応していくと。

いずれにいたしましても、必要な消毒作業は実施する必要性がございますので、先ほど学校教育課長の方から72時間経過すればウイルスが不活化するというようなお話もございましたが、基本的にはやはり何らかの消毒、その消毒する範囲も保健所から指示等がございますので、実際の消毒に当たりましては、市の保健師の協力もいただきながら消毒作業に当たっているとい

うような実態でございます。

以上でございます。

○委員（今井多貴子君） ありがとうございます。

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

○委員（今井多貴子君） はい。

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんか。

（「ありません」との声あり）

報告第12号 専決処分の報告について

専決第13号 石巻市雄勝体育施設条例

専決第14号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

専決第15号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

専決第16号 石巻市図書館条例の一部を改正する条例

専決第17号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第8号）

（教育委員会の事務に係る部分）

専決第18号 指定管理者の指定について

（石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館）

専決第19号 指定管理者の指定について

（石巻市河北総合センター）

専決第20号 指定管理者の指定について

（石巻市総合体育館）

○教育長（境 直彦君） なければ、報告事項に入ります。

4の報告事項、報告第12号 専決処分の報告についての専決第13号 石巻市雄勝体育施設条例についての報告を受けたいと思います。

雄勝公民館長からお願いします。

雄勝公民館長。

○雄勝公民館長（及川 剛君） それでは、報告第12号 専決処分の報告について、専決第13号 石巻市雄勝体育施設条例の御説明でございます。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、

教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月26日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

本案は、東日本大震災で被災した雄勝B&G海洋センター並びに雄勝グラウンドを雄勝中心部の伊勢畑地区に雄勝体育館、雄勝多目的運動広場並びに雄勝艇庫として新築移転工事が進められており、令和3年4月より供用を開始することから、石巻市雄勝体育施設として設置するものです。

それでは、その内容について御説明いたしますので、表紙番号1の4ページから7ページを御覧ください。

まず、第1条に、設置することについて示しております。

次に、第2条に、名称として、3施設それぞれの名称を示しておりますが、そのうち1について、雄勝中心部の地番表記がまだ置いてないことから、伊勢畑地内として示しております。

次に、第3条に、利用時間及び休業日について示してございますが、火曜日休業日にしておりますことについては、雄勝中心部に隣接する他の施設の休館日等に合わせることで利用者へ不便を来さないような配慮をいたしましたものでございます。

第4条、第12条までは、利用に関すること及び使用料等について示しております。

第13条、第14条に、この施設の管理について指定管理により管理することとして示してございます。

第15条には、委任に関することを示してございます。

なお、施設ごとの使用料につきましては、7ページに示したとおりでございますが、金額については、市内の他の同規模体育施設と同様の金額となっております。

次に、附則であります。附則第1項は、本条例の施行期日を令和3年4月1日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、次に、報告第12号 専決処分の報告についての専決第14号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、報告第12号 専決処分の報告についてのうち、専決第14号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月26日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本条例につきましては、12月18日付けで石巻市議会第4回定例会において可決をされております。

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等につきましては、令和元年台風第19号により被害を受けた方について、令和2年度入学者まで入学者選抜手数料及び入学金を免除しておりますが、引き続き被災した生徒の就学機会を確保するため、令和2年度中に実施される入学者選抜手数料につきましても免除できるように本条例の一部を改正したものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の8ページ、併せまして表紙番号3の条例の一部改正新旧対照表の1ページを御覧願います。

附則第6項中、「（同年度の転入学、編入学又は復校に係るものに限る。）」を削るものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行の日を公布の日からとするものでございます。

なお、入学者選抜手数料等の免除の取扱いにつきましては、県内公立高等学校において統一を図る必要があることから、公立高等学校を設置している宮城県及び仙台市と同じ扱いとするものでございます。

令和元年台風第19号による災害に伴う入学者選抜手数料の免除につきましては、東日本大震災による免除と同様、今年度をもって終了となります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですね。

なければ、次に、報告第12号 専決処分の報告についての専決第15号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例並びに専決第16号 石巻市図書館条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して報告を受けたいと思います。

雄勝公民館長から説明をお願いします。

雄勝公民館長。

○雄勝公民館長（及川 剛君） それでは、報告第12号 専決処分の報告について、専決第15号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例並びに専決第16号 石巻市図書館条例の一部を改正する条例を一括して御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月26日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、こちらにつきましても、12月18日、議会にて可決いたしております。

本案は、東日本大震災で被災した雄勝総合支所と雄勝公民館、図書館雄勝分館の複合施設を雄勝町下雄勝地内に新築移転工事が進められており、令和3年3月より供用を開始することから、雄勝公民館、図書館雄勝分館の位置及び雄勝公民館の使用料を改正するものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の9ページから10ページ、併せて表紙番号3の条例等新旧対照表、2ページから6ページを御覧願います。

始めに、専決第15号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例中、第3条の名称及び位置を規定する表中、雄勝公民館の位置について「石巻市雄勝町雄勝字寺4番地4」を「石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地42」に改めるものです。

次に、別表1の2、雄勝公民館使用料の表並びに備考欄の全部を改正するものです。

次に、附則であります。附則第1項は、本条例の施行期日を令和3年3月22日とするものであります。

次に、専決第16号 石巻市図書館条例の一部を改正する条例中、第2条の分館等の位置を規定している表中、図書館雄勝分館の位置について「石巻雄勝町雄勝字寺4番地4」を「石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地42」に改めるものです。

次に、附則であります。附則第1項は、本条例の施行期日を令和3年3月22日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、なければ、次に、報告第12号 専決処分の報告についての専決第17号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会の事務に係る部分）についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明お願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、報告第12号 専決処分の報告についてのうち、専決第17号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月26日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、12月18日付けで可決をされております。

それでは、御説明申し上げますので、別冊2の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額に歳入歳出それぞれ674万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億1,035万円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、6ページを御覧願います。

10款6項5目複合文化施設費に674万3,000円を計上しておりますが、これは複合文化施設開館に伴う記念式典及び記念講演に要する経費を措置したものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、8ページを御覧願います。

学校給食センター調理等業務及び学校給食センター副食物等搬送業務につきましては、令和3年度からの業務委託を年度当初より直ちに実施するため、令和2年度中に契約手続を行いますことから債務負担行為を設定するものでございます。

次に、河北総合センター管理運営業務、多目的ふれあい交流施設遊楽館管理運営業務及び総合体育館管理運営業務につきましては、令和3年4月からの各施設の指定管理を更新するため債務負担行為を設定するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

17款1項3目災害復旧費寄附金に354万9,000円を計上しておりますが、これは東日本大震災に伴い学校教育等に関して寄せられた寄附金を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告第12号 専決処分の報告についての専決第18号 指定管理者の指定について（石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館）についての報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から報告をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋本泰仁君） それでは、報告第12号 専決処分の報告について、専決第18号、石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館における指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月26日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項により報告するものでございます。

なお、本案につきましては、第4回定例会において12月18日付けで可決されております。

それでは、内容について御説明いたしますので、表紙番号1の12ページを御覧願います。

施設の名称は、石巻市北村字前山15番地1に所在する石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館でございます。指定する法人又は団体についてはすけれども、公益財団法人石巻市芸術文化振興財団であり、指定の期間は令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とするものであります。

指定期間を4年間といたしますのは、石巻市複合文化施設の指定期間終了時期が令和6年までとなっており、令和7年度以降の指定期間を3館同一とすることで事務及び施設の効率的な運営が図れると思われまことから、石巻市複合文化施設の指定期間の終了時期に合わせることをとしたものであります。

以上でございます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告第12号 専決処分の報告についての専決第19号 指定管理者の指定について（石巻市河北総合センター）についての報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋本泰仁君） それでは、専決第19号、石巻市河北総合センターにおける指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本報告につきましても、専決第18号と同様に、11月26日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、その旨報告いたします。

そして、石巻市議会第4回定例会において、12月18日付けで可決されております。

内容については、表紙番号1の13ページを御覧願います。

施設の名称は、石巻市成田字小塚裏畑54番地に所在する石巻市河北総合センターでございます。指定先はさきの遊楽館同様、公益財団法人石巻市芸術文化振興財団であり、指定の期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とするものであります。

指定期間を4年間といたしますのは、遊楽館と同様、令和7年度以降の指定期間を3館同一とすることで事務及び施設の効率的な運営が図られると思われることから、石巻市複合文化施設の指定期間の終了時期に合わせることにしたものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、なければ、次に、報告第12号 専決処分の報告についての専決第20号 指定管理者の指定について（石巻市総合体育館）についての報告を受けたいと思います。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

○**体育振興課長（阿部 洋君）** それでは、報告第12号 専決処分の報告についてのうち、専決第20号 指定管理者の指定について御報告させていただきます。

表紙番号1、定例会議案の14ページを御覧願います。

報告第12号 専決処分の報告につきましては、専決第20号、石巻市総合体育館の指定管理者の指定について報告するものであります。

石巻市総合体育館の指定管理者には、平成24年度から特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会を指定しております。

当該団体は、本年度から石巻市総合運動公園の指定管理も担っており、同協会と市が協働で効果的、効率的に施設の利用促進を図り、各種スポーツ振興事業を実施することで市民サービス向上が見込まれることから、同協会を指定管理者として選定したものであり、市議会第4回定例会に付議すべき案件であったため、教育委員会定例会へ議案を上程する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、専決処分したものであります。

なお、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものであります。

以上、御報告いたします。

○**教育長（境 直彦君）** ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「なし」との声あり）

第38号議案 石巻市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則

○**教育長（境 直彦君）** なければ、審議事項に入ります。

第38号議案 石巻市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いします。

○**体育振興課長（阿部 洋君）** ただいま上程されました第38号議案 石巻市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

表紙番号1、定例会議案の15ページ並びに表紙番号3、新旧対照表の7ページを御覧願います。

現在、石巻市スポーツ推進委員に関する規則では、委員の定数を90人以内と定めております。

これは、平成17年の合併時に旧市町の各定員数を統合した当時86人に委嘱していたことから、90人以内と定めた経緯がございますが、現在は54名の委嘱にとどまっていることや人口減少の要因による適正人数を考慮した場合、定数を70人以内とすることが適当だと考え、見直しをするというものでございます。

この議案につきましては、4月のスポーツ推進委員会議において議案として提出し、各委員より過半数の賛成をもって可決をされているところです。

説明は以上でございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第38号議案 石巻市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第38号議案については原案のとおり可決いたします。

第39号議案 職員の処分について

○教育長（境 直彦君） 次に、第39号議案 職員の処分についてを議題といたします。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。

第39号議案につきましては、人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第39号議案は秘密会で審議することといたします。

委員及び関係説明員以外の方々は退席をお願いいたします。

（秘密会開催）

その他

○教育長（境 直彦君） それでは、審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようですので、各課長方からお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長(石井透公君) 先ほど杉山委員から御質問いただきました特定事業主の件についてでございます。

特定事業主とは、国及び地方公共団体のことをいうということでございます。国及び地方公共団体は、国、地方公共団体としての立場とともに事業主としての立場も有しております。一般の事業主と区別するために、国、地方公共団体が事業主としての立場にある場合を特定事業主といいます。

法の中で一般事業主と同様に、行動計画の策定を命じられているということでございます。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○委員(杉山昌行君) 分かりました。ありがとうございます。

○教育長(境 直彦君) そのほか課長方からどうぞ。

学校教育課長。

○学校教育課長(山内芳明君) 11月の定例教育委員会におきまして、遠藤委員から御質問いただいた石巻市立学校の教職員のストレスチェックについてお答えいたします。

まず、このストレスチェックについてであります。公立学校共済組合と契約、委託して実施しているものでございます。

石巻市立小・中・高等学校の教職員を対象として、年2回、前期は8月中旬、後期は11月下旬に実施しております。実施方法につきましては、教職員各自がインターネット上で質問項目に回答するものでございます。

実施につきましては、努力事項であって任意の実施となっており、昨年度の全体の平均実施率は50%に満たないものでございました。そこで今年度はできる限り実施していただくよう、各校の校長先生方には打合せ等で教職員に声がけしていただくようお願いして、実施をいたしました。

その結果、今年度の実施率につきましては、前期で78.1%、さらに後期は82.5%という結果になりました。

その結果につきましては、公立学校共済組合の方から第一報として実施結果の大まかな概要と総合所見が届きましたので御報告いたします。

まず、総合所見につきましては、前期においても後期においても、石巻市全体として突出し

た傾向はなかったという結果でございました。

次に、一つ一つの分析項目についてでございますが、項目は全部で19項目ありまして、石巻市の全体的な結果としまして、気になる点と良好な点について御説明いたします。

まず、気になる点につきましては、全国と比べてストレス状態がよくなかった項目についてです。大きな差異は全国とありませんが、心理的な仕事の負担度と身体的な仕事の負担度を感じている教職員が全国を若干上回っています。

一方、良好な項目としましては、特に働きがいを感じている教職員の割合と上司からの支援があると感じている教職員及び同僚からの支援があると感じている教職員の割合が全国を大きく上回っております。

また、その分析レポートによりますと、ストレスによる健康リスクの度合いについては、全体として全国平均か、それ以下という良好な結果でした。

後期の結果につきましても、今申し上げました前期の特徴とほとんど差異はございませんでした。強いて言えば、疲労感はやや減りましたが、いらいら感はやや増えたというところでございます。

これらのことから、今年度は仕事に対する心理的、身体的負担感はややあるものの、働きがいがある職場で上司の支援や同僚との良好な関係の中で仕事をしている教職員が多いと捉えることができるのではないかと思います。

なお、この結果は第一報の概略的なものですので、一つ一つの項目の詳細な結果及び昨年度との比較データ等の報告書につきましては、2月中旬にこちらに届く予定ですので、届き次第確認して取りまとめたいと存じます。

私からの報告は以上です。

○教育長（境 直彦君） 今の報告で何か質問ございますか。よろしいですか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 全体としてまあまあよかったのですが、特に一部の大変ひどくストレスを感じているような、もう危機的な感じの方はいらっしゃらなかったのですか。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） そのことにつきましては、今先ほど申し上げました2月中旬の報告のところで詳細が出てくるようで、その学校による分析結果の方もありますので、その結果が分かり次第、またお伝えしたいと思います。

○委員（杉山昌行君） 了解しました。

○教育長（境 直彦君） そのほか、よろしいですか。

遠藤委員。

○委員（遠藤俊子君） すみません、ありがとうございました。

この結果をぜひともいろいろなときに、例えば学校教育などのほかにもいろいろと社会教育的なものにも、できれば心理的なストレスが高いということであれば、そういう教育関係のことに生かしていただけたらすごくありがたいなと思いますので、2月のその個別の少し詳細な結果が出ましたら、ぜひともそのように来年度に向けて生かしていただいたらありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（境 直彦君） よろしく願いします。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（境 直彦君） そのほか、課長方からありませんか。

（発言する者なし）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、事務局より次回の定例会日程についてお願いします。

○事務局（阿部 潤君） 次回、1月の定例会につきましては、1月28日木曜日、午後1時30分から開催する予定でございます。場所につきましては、本庁舎4階庁議室で開催いたします。

よろしく願いいたします。

○教育長（境 直彦君） 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時35分閉会

教育長 境 直彦
署名委員 杉 山 昌 行